

構想策定年度	平成13年度
構想見直し年度	平成18年度
	平成22年度
	平成23年度
	平成26年度
	令和3年度
	令和5年度
	令和7年度

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

令和8年3月

熊本県玉名郡玉東町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	1
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の実態等に関する営 農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 指標	8
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事 項	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
第6	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 農業の現状と課題

玉東町は、熊本県の北部、玉名郡の東南部に位置し、東は熊本市に、西は玉名市に隣接し、玉名市天水町、熊本市河内町方面に連なる金峰山オレンジベルト地帯の一角を占めている町の南部ではミカン等の柑橘類を中心とした農業生産を展開してきた。また、町の中・北部地区の比較的平坦な地域では水稻・スイカ・ミカン等の複合経営による農業生産を展開してきたが、最近の農業を取り巻く状況は厳しく基幹的農業従事者の高齢化や後継者不足が進展している。

このような中、本町農業を維持・発展させていくためには、新規就農者はもとより認定農業者や地域営農組織などの担い手を確保・育成するとともに、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要となる。また、親元就農も含めた多様化する就農ルートや就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る必要がある。

さらに、労働力が不足する中、収益性の高い農畜産業経営の確立を目指したスマート農業技術導入や、地域計画の実現に向け農地集積・集約化を促進するとともに、水田はもとより畑や樹園地における農地整備・生産基盤の強化を進め、農地の適切な利用と「稼げる農業」の実現を図っていく必要がある。

2. 基本的方向

このような課題に対し玉東町農業の持続的な展開や活性化などを図るために、生産・加工から販売に至るまでの過程を磨き上げ、高付加価値化などによる「稼げる農業」の実現とともに、食文化の視点で観光や商工との連携を図る新しい取り組みが必要となる。

そのため、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成、認定農業者等の経営発展、経営資産・農業技術の円滑な継承などの取り組みを強化し、将来の農業の生産を支える担い手の確保・育成を図ります。併せて、スマート農業技術の現地実装加速化、農地の大区画化・汎用化などによる生産性向上に加え、生産から販売までの工程を磨き上げ、販売力強化、6次産業化などの高付加価値化の取り組みを強化し、稼げる農業の実現を目指す。

このため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成及び指標

玉東町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、玉東町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり概ね360万円以上）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が玉東町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(2) 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置

玉東町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、玉東町は玉名農業協同組合、玉東町農業委員会、広域本部・地域振興局等が相互の連携の下で法人化や規模拡大、6次産業化、経営継承など農業者の多様な経営相談の総合窓口となり、農業者個々の課題に応じて「熊本県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）」等と連携し、課題解決に向け支援を行う。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、果樹経営農家については、樹園地の改造やSS等機械化の促進による省力栽培体系の確立により、作業環境の改善、労働時間の短縮、労働内容の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行う。また、品種構成の改善や県育成品種への更新等により、量から質への転換を推進し、経営規模の拡大に意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、地域営農組織の組織化が遅れている地域については、玉名農業協同組合と連携して地域の合意形成を基本に、農作業受託組織なども包含して、地域営農組織の育成を推進する。地域営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた地域営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。地域営農組織の育成にあたっては、集落における土地利用調整、水利調整、労働力調整など集落機能の活用が基本となるため、集落の特性に応じて、最も効率的な土地利用型農業などが確立できるよう、徹底した話し合い活動を推進する。このような話し合い活動に基づき、集落内の農家の共同作業による集落営農を基本に、農業生産の組織化を進める。また、既存の地域営農組織については、組織の経営力強化を図るとともに、地域の実態に応じた法人化を推進する。併せて集約的な経営展開を助長するため、広域本部・地域振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手の育成については、関係機関・団体と連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了を迎える認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の作成支援を積極的に行う。また、農業経営における収益配分及び経営方針・計画の決定などの家族内での経営上の位置づけを明確化する家族経営協定の推進を図るとともに、共同申請による女性認定農業者の拡大を図る。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、玉東町農業委員会、玉名農業協同組合等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく、農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について理解と

協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、玉東町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

(3) 研修・指導

玉東町は、認定農業者に対し経営改善計画の目標達成に向けて、専門家による助言・指導や経営状況に応じたきめ細かい生産技術や経営の指導を行う。また、経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供と合わせて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行う。

農業経営の法人化に当たっては、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行うとともに、専門家派遣による課題や問題点解決などの指導・助言を行う。また、農業法人に対しては先進事例研修会や、労務管理などの課題解決に向けた研修会、さらには6次産業化などの経営の多角化、複合化の取組みを支援する。

特に比較的規模の大きい果樹専業農家が多い町の南部地区においては、適切な資金計画の下に施設や機械への投資を行っていくため、金融機関、農業協同組合等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

また、ミカン・水稲・野菜等の複合経営が中心である町の中・北部地区においては、新規作目の導入を含め、市場関係者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を視野に入れ戦略的振興作目の品質向上を図るため、その栽培に関する指導を行い優良な複合経営体としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検を行い、再認定への新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標指標指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に玉東町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、玉東町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 類型設定の基準

① 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

ア 自家労働・・・1経営当たり経営者を含めて従事者2～3名

イ 雇用労働力・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

② 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

① ③ 協業経営

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

(モデル経営類型)

① 家族経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲十麦 +大豆	水稲 1,600a 麦 1,000a 大豆 600a 経営面積 田 1,600a 主たる従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び暖効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用 《主要資本装備》 田植機(5条)・自脱型コンバイン(5条)・麦大豆播種機・常用管理ビートル・動力噴霧器・トラクター(2台)・堆肥散布機・大豆コンバイン(生産組織)・育苗ハウス(500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機(パソコン)の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の実施 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ+ 水稲	葉たばこ 240a 水稲 140a 飼料用米 200a 経営面積 田 340a 主たる従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・効果型作業機による作業の効率化 ・わき目抑制剤の適正使用 ・共同受託乾燥施設利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 《主要資本装備》 堆肥散布機・成畦被覆機・高架型作業機・乾燥施設(共同)・トラクター		
温州ミカン	温州ミカン 340a 極早生 80a 早生 140a 普通 120a 経営面積 340a 主たる従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・極早生、早生、普通温州の組合せ ・延滞作業道整備及びスピードスプレーヤ防除による省力化 ・シートマルチ及び点滴かん水による高品質果実の安定生産 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 《主要資本装備》 スピードスプレーヤ・格納作業舎・園内作業道・貯水槽・動力噴霧機 トラック・トレンチャー		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
温州ミカン +落葉果樹	温州ミカン 200a 落葉果樹 80a 経営面積 280a 主たる従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・早生種から晩成種の組合せによる労力分散と気象災害リスクの軽減 ・温州ミカンと落葉果樹の組合せによる労働力の適正配分 ・高畝、マルチ等高品質果実生産体系の導入 ・SSによる防除労力の節減 ・無減農薬・減化学肥料栽培 <p>《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機 防風ネット・トラック・小型管理機 トレンチャー・スピードスプレヤー 乗用草刈機・強化棚・堆肥散布機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機（パソコン）の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の実施 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
温州ミカン +不知火	温州ミカン 220a 極早生 60a 早生 80a 普通 80a 不知火 80a 屋根掛30a 露地 50a 経営面積 300a 主たる従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・露地とハウスの組合せによる労働力の適正配分 ・作業道整備による作業性の向上 ・SSによる防除労力の節減 ・マルチでの高品質果実生産 <p>《主要資本装備》 連棟ハウス・格納作業舎・貯水槽 スプリンクラー・動力噴霧機 トラック・トレンチャー・スピードスプレヤー</p>		
温州ミカン +スイカ	温州ミカン 130a スイカ100a 経営面積 230a 主たる従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・品質構成の適正配分 ・SSによる防除労力の節減 ・作型に適合した施設装置による生産の安定と労力配分 ・土づくりの徹底 ・非破壊検査による熟度、糖度等品質管理の徹底 <p>《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機 トラクター・トラック・トレンチャー スピードスプレヤー・堆肥散布機 単棟ハウス・管理機・土壌消毒機</p>		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ	イチゴ 25a 経営面積 田 25a 主たる従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・優良品種の導入 ・ベンチ育苗の導入 ・土づくり、太陽熱消毒等による生産性の安定 ・予冷体系の整備 ・薬剤防除ローテーション ・低コスト技術による省力化 <p>《主要資本装備》 連棟ハウス・育苗施設・加温器・予冷庫・トラクター・自動開閉装置・自動かん水施設・動力噴霧機 トラック・堆肥散布機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機（パソコン）の導入 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の実施 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

②法人経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 +麦 +大豆	水稻 2,000a 麦 2,500a 大豆 1,200a 経営面積 田 3,200a 主たる従事者 3人	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び暖効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常用雇用・臨時雇用) <p>《主要資本装備》 田植機（6条・2台） トラクター2台（60ps、40ps） 自脱型コンバイン（2台） 畦塗機・麦、大豆播種機・倍土機 乗用管理ビークル グレンコンテナ ライスセンター（1棟）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境改善 ・雇用労働力の導入
温州ミカン	温州ミカン 2,000a 経営面積 2,000a 主たる従事者 6人	<ul style="list-style-type: none"> ・労力分散のための品種の適正配分 ・機械化のための樹園地の団地化と改造 ・高畦、マルチ等高品質果実生産体系の導入 ・SSによる防除労力の節減 <p>《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・かん水施設 混合槽・かくはん機・動力噴霧機 トラック・スピードスプレーヤー</p>		

③協業経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻＋麦 ＋大豆</p>	<p>水稻 1,500a 麦 2,000a 大豆 500a 経営面積 2,000a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による効率的営農 ・集落ぐるみの土地利用の構築 ・低コスト・省力機械化体系 ・多品種、多様な栽培法による作期調整 ・低コスト技術の導入 ・専任オペレーター制 ・法人化を目指す <p>《主要資本装備》 田植機（5条）2台 自脱型コンバイン（4条）2台 麦、大豆播種機2台 ブームスプレーヤー2台 マニユアスプレッダー2台 大豆コンバイン1台 グレンコンテナ 乾燥機 機械倉庫、農舎、育苗ハウス1,500㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の実態等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状

玉東町の近年の新規就農者は減少傾向にあり、令和元年5月から令和5年4月までの親元就農者、新規参入者、雇用就農者を含む新規就農者は年平均2人であった。基幹作物であるミカンの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

アに掲げる状況を踏まえ、玉東町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

② 確保・育成すべき人数の目標

熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標490人を踏まえ、玉東町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人の増加に努める。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

玉東町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた玉東町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については玉東町農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については広域本部・地域振興局、玉名農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域が総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標の育成・確保に関する目標

第1の(4)のイの②に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標として、現に玉東町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、玉東町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(モデル経営類型)

① 家族経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+麦 +大豆	水稲 200a 麦 350a 大豆 350a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業省力化 ・無人ヘリによる防除（委託） ・ほ場の汎用化と団地化 ・低コスト技術による省力化 《主要資本装備》 トラクター・田植機・ブロードキャスター・ 麦、大豆播種機・自脱型コンバイン・ サブソイラー・トラック・乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ+ 水稲	葉たばこ 110a 水稲 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・移植機・自動収穫機・抜根機等の機械化作業一貫体系 ・早晩品種を組み合わせた労力分散 ・低コスト技術による省力化 《主要資本装備》 たばこ共乾施設・移植機・管理機・ 動力噴霧器・自動収穫機・トラクター・ 自脱型コンバイン・サブソイラー・ トラック		
温州ミカン	温州ミカン 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・労働分散のための品種の適正配分 ・機械化のための樹園地の団地化と改造 ・高畝、マルチ等高品質果実生産体系の導入 ・園内作業道の整備 《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機 トラック・トレンチャー・園内道路 乗用草刈機・スピードスプレイヤー		
温州ミカン +落葉果樹	温州ミカン 100a 落葉果樹 20a	<ul style="list-style-type: none"> ・温州ミカンと落葉果樹の組合せによる労働力の適正配分 ・高畝、マルチ等高品質果実生産体系の導入 ・無減農薬・減化学肥料栽培 《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機 防風ネット・トラック・小型管理機 トレンチャー・乗用草刈機・強化棚・ 堆肥散布機・スピードスプレイヤー		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
温州ミカン +ハウス不知火	温州ミカン 100a ハウス不知火 10a	<ul style="list-style-type: none"> ・露地とハウスの組合せによる労働力の適正配分 ・作業道整備による作業性の向上 ・マルチでの高品質果実生産 《主要資本装備》 連棟ハウス・格納作業舎・貯水槽 スプリンクラー・動力噴霧機 トラック・トレンチャー・暖房機 乗用草刈機	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
温州ミカン +スイカ	温州ミカン 50a スイカ 25a	<ul style="list-style-type: none"> ・品質構成の適正配分 ・作型に適合した施設装置による生産の安定と労力配分 ・土づくりの徹底 ・非破壊検査による熟度、糖度等品質管理の徹底 《主要資本装備》 格納作業舎・貯水槽・動力噴霧機 トラクター・トラック・トレンチャー 堆肥散布機・単棟ハウス・管理機・ 土壌消毒機		
イチゴ	イチゴ 15a	<ul style="list-style-type: none"> ・優良品種の導入 ・土づくり、太陽熱消毒等による生産性の安定 ・予冷体系の整備 ・薬剤防除ローテーション ・低コスト技術による省力化 《資本装備》 連棟ハウス・加温器・予冷库 トラクター・自動開閉装置 自動かん水施設・動力噴霧機 トラック・堆肥散布機		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

(1) 玉東町の特産品であるミカンなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、支援センター、広域本部・地域振興局、玉名農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(2) また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

(3) 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

(4) 加えて、玉東町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 玉東町が主体的に行う取組

農業を担う者を幅広く確保するため、玉東町が主体的に行う取組及び支援は次のとおりとする。

(1) 玉東町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、広域本部・地域振興局や玉名農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

(2) また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

(3) 玉東町、熊本県、農業委員会、玉名農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

(4) さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

(5) 玉東町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

玉東町は、熊本県、農業委員会、玉名農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

(1) 玉東町は、玉名農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、熊本県及び支援センターへ情報提供する。

(2) 農業を担う者の確保のため、玉名農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、熊本県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等及び地域営農組織）に対する農用地の利用の集積に関する目標を令和11年（2029年）における農用地の利用に占めるシェアで70%とする。また、今後作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、熊本県、農業委員会、農地中間管理機構、玉名農業協同組合等と一体となって農用地の利用調整に取り組み、農地中間管理機構を軸としながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図り、加えて、農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進に加えて、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図ることとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

玉東町の南部地区では、ミカンを基幹として梨等の果樹園が広がり、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、近年の農産物価格低迷による意欲減退等により、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、中部地区では、水稻・スイカ・ミカン等による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃油・肥料高騰や農業従事者の高齢化により、

農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。なお、北部地区では、小規模な稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため担い手等に利用集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

玉東町では、農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地の集約化・集団化に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

玉東町、農業委員会、農地中間管理機構、玉名農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。また、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めること

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

玉東町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、玉東町農業の地域特性、即ち、果樹経営を中心とした地区と複合経営を中心とした地区の特性に合った多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

玉東町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項の規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 中・北部の水田地帯においては、農地の流動化と有効利用を促進しながら農用地の確保に努め農地の汎用化、用水の高度利用等により自立経営体を志向する中核的農家の経営規模拡大と農業経営の安定を図るため、農業経営基盤強化促進事業を重点的に実施する。

イ 南部の果樹園地帯においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用

地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項の規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等については、次のとおりとする。

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町広報紙への掲載や町ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。
- ② 参加者については、農業者、玉東町、農業委員、農地利用最適化推進委員、玉名農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、熊本県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。
- ④ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を町担当課に設置すること。
- ⑤ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで地域計画の実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。
- ⑤ 玉東町は、地域計画の策定に当たって、熊本県・農業委員会・農地中間管理機構・玉名農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

玉東町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、

土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を玉東町に提出して、農用地利用規程について玉東町の認定を受けることができる。
- ② 玉東町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 玉東町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を玉東町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 玉東町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に根原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつたては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著

しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 玉東町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 玉東町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、広域本部・地域振興局、玉東町農業委員会、玉名農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

玉東町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

玉東町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成

を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の労働時間の軽減と安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

支援センターや広域本部・地域振興局、玉名農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるなど、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

玉東町が主体となって熊本県立農業大学校や広域本部・地域振興局、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、玉名農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために玉東町認定農業者協議会への参加を促す。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「~~営農指導カルテ~~」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハ

ウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては広域本部・地域振興局、玉名農業協同組合、玉東町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 玉東町は県下一円を区域として特例事業を行う公益財団法人熊本県農業公社との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 玉東町、農業委員会、玉名農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

玉東町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア. 玉東町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- イ. 玉東町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- ウ. 農業生産基盤整備を促進し、水田の大区画化進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

玉東町は、玉東町農業委員会、広域本部・地域振興局、玉名農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現に向け、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

玉東町農業委員会、玉名農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、玉東町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

その他この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成13年11月1日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成18年8月25日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成23年9月12日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和4年3月8日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年9月11日から施行する。

2 変更前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年3月8日玉東町公告第9号）における利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間は、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。

附則

1 この基本構想は、令和8年3月31日から施行する。